



No.13
近畿地方整備局
事業評価監視委員会
平成26年度第4回

淀川水系直轄河川改修事業

- ・淀川直轄河川改修事業
- ・淀川特定構造物改築事業(阪神なんば線淀川橋梁)
- ・桂川直轄河川改修事業
- ・瀬田川直轄河川改修事業
- ・野洲川直轄河川改修事業
- ・木津川下流直轄河川改修事業
- ・木津川上流直轄河川改修事業
- ・木津川上流直轄河川改修事業(上野遊水地)
- ・猪名川直轄河川改修事業

【再評価】

平成26年12月15日

近畿地方整備局

淀川の概要(流域の概要)

- 淀川は、その源を滋賀県山間部に発し、琵琶湖から流れ出る瀬田川が滋賀県・京都府境から宇治川となり、途中、木津川、桂川を合流し大阪湾に注ぐ、流域面積8,240km²、幹川流路延長75km、流域内人口約 1,179万人の一級河川。
- 流域は、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、三重県の2府4県に跨り、近畿地方の社会、経済、文化の基盤を成し、沿川には大阪市、京都市等の大都市を擁する。
- またオオサンショウウオやイタセンパラなどの貴重種が生育・生息するなど、多様な河川環境を呈し、下流部の高水敷は国営公園が整備され、水系全体で年間1,705万人が利用する空間。

淀川城北ワンド群



淀川・人工干潟
(海老江地区)



野洲川河口部



瀬田川・鹿跳溪谷



国営淀川河川公園(枚方地区)



桂川・嵐山



宇治川・塔の島



猪名川・特殊堤



木津川
オオサンショウウオ

河川整備の概要(河川整備計画の主な事業内容)

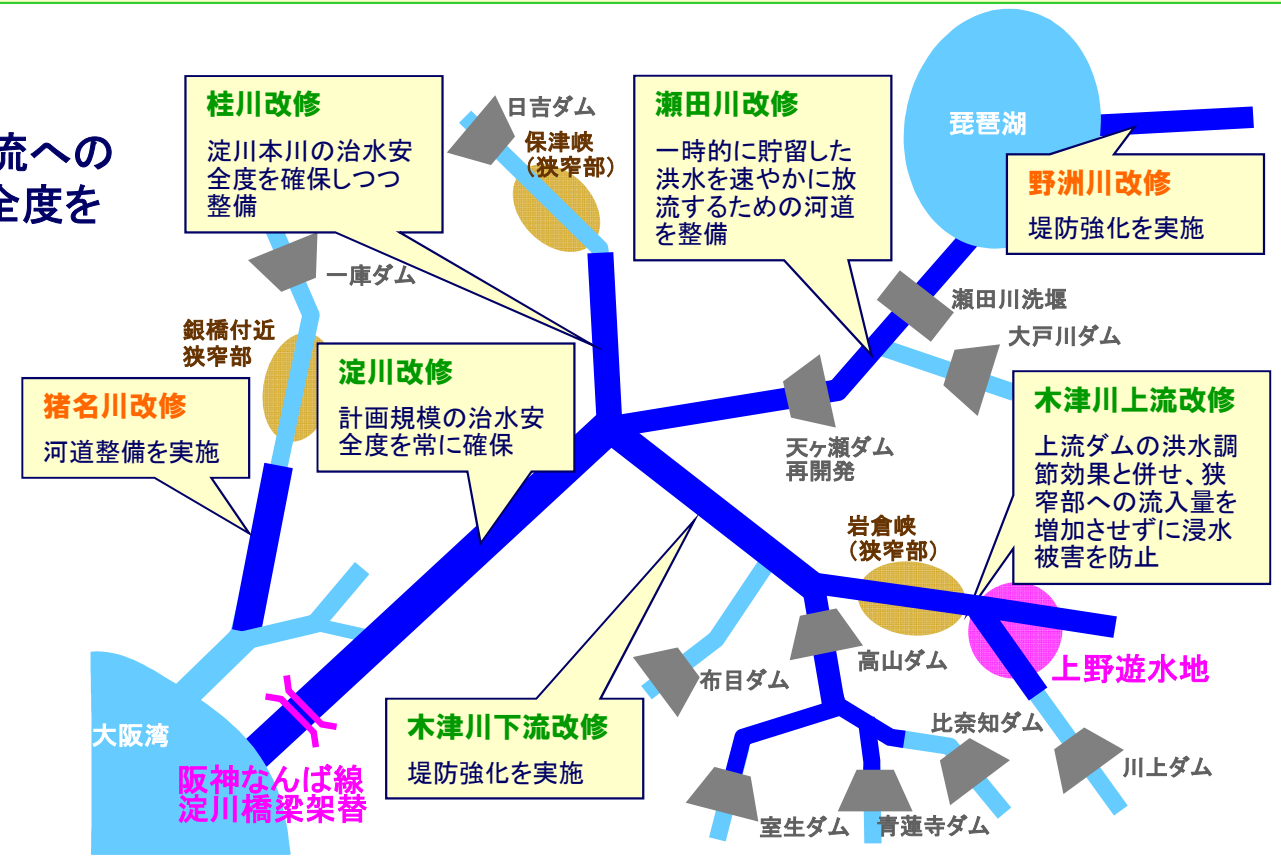
- 平成21年3月に策定した淀川水系河川整備計画での目標は以下のとおり。
 淀川: 整備のいかなる段階においても、計画規模以下の洪水に対して計画高水位以下の水位で安全に流下させる。
 宇治川・桂川・木津川: 戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水を計画高水位以下の水位で安全に流下させる。
 猪名川: 戦後最大の洪水である昭和35年台風16号洪水を計画高水位以下の水位で安全に流下させる。
 瀬田川: 琵琶湖の後期放流に対応するため、大戸川合流点より下流において1,500m³/sの流下能力を確保する。
 野洲川: 堤防の質的対策により計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とする。
- 質的対策は、堤防に求められている安全性を照査した上で、緊急性の高いところから優先的に堤防の強化を実施する。
- 耐震・津波対策は、耐震性を照査した上で、その結果に応じて必要な対策を実施する。
- 背後に人口、資産等が高密度に集積した淀川の下流部において、洪水による壊滅的な被害を未然に防止するため、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備する。

河川整備計画の主な事業内容

淀川水系では、中上流の河川整備による下流への浸水リスクを増加させずに水系全体の治水安全度を向上させる整備を実施

河川整備計画における目標流量

河川名	基準地点	整備計画目標流量
淀川	枚方	10,700m ³ /s
猪名川	小戸	2,100m ³ /s



再評価の視点

<淀川水系5河川(野洲川、猪名川除く)>

再評価の視点	現在の状況	備考
事業の必要性に関する視点		
1)事業を巡る社会経済情勢等の変化	社会経済情勢等に大きな変化がない	淀川沿川市町村の総人口は、近5ヶ年(平成21年から平成25年)で約0.4%増とほぼ横ばい
2)事業の投資効果	社会経済情勢等に大きな変化がないため算出を省略	前回 全体 B/C 7.5 残事業 B/C 6.3
3)事業の進捗状況	河道掘削、堤防強化等を実施し、進捗率(事業費) 約22%	平成26年度末までの投資額:約639億円
事業の進捗の見込みの視点	現況の治水安全度を確保しつつ、流下能力向上対策を実施するとともに、堤防強化、耐震・津波対策、高規格堤防を実施。	
コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点	前回評価時点と変化なし	

再評価の視点

<淀川特定構造物改築事業(阪神なんば線淀川橋梁)>

再評価の視点	現在の状況	備考
事業の必要性に関する視点		
1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化	社会経済情勢等に大きな変化がない	淀川沿川市町村の総人口は、近5ヶ年(平成21年から平成25年)で約0.4%増とほぼ横ばい
2) 事業の投資効果	社会経済情勢等に大きな変化がないため算出を省略	前回 全体 B/C 2.6 残事業 B/C 2.8
3) 事業の進捗状況	調査、設計等を実施し、進捗率(事業費) 約5%	平成26年度末までの投資額: 約24億円
事業の進捗の見込みの視点	上流における洪水水位の堰上げを軽減し、HWL以下に下げするため、橋梁架替に着手。	
コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点	前回評価時点と変化なし	

再評価の視点

<木津川上流直轄河川改修(上野遊水地)>

再評価の視点	現在の状況	備考
事業の必要性に関する視点		
1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化	社会経済情勢等に大きな変化がない	淀川沿川市町村の総人口は、近5ヶ年(平成21年から平成25年)で約0.4%増とほぼ横ばい
2) 事業の投資効果	社会経済情勢等に大きな変化がないため算出を省略	前回 全体 B/C 2.5 残事業 B/C 3.7
3) 事業の進捗状況	遊水地整備を実施し、進捗率(事業費) 約85%	平成26年度末までの投資額約605億円
事業の進捗の見込みの視点	平成27年度に上野遊水地を運用開始し、引き続き段階的に河道掘削を実施予定。	
コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点	前回評価時点と変化なし	

再評価の視点

<野洲川>

再評価の視点	現在の状況	備考
事業の必要性に関する視点		
1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化	社会経済情勢等に大きな変化がない	野洲川沿川市の総人口は、近5ヶ年(平成21年から平成25年)で約0.4%増とほぼ横ばい
2) 事業の投資効果	社会経済情勢等に大きな変化がないため算出を省略	前回 全体 B/C 8.6 残事業 B/C 6.8
3) 事業の進捗状況	堤防強化を実施し、進捗率(事業費)約33%	平成26年度末までの投資額:約16億円
事業の進捗の見込みの視点	主な整備メニューである堤防強化を継続実施。	
コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点	前回評価時点と変化なし	

再評価の視点

<猪名川>

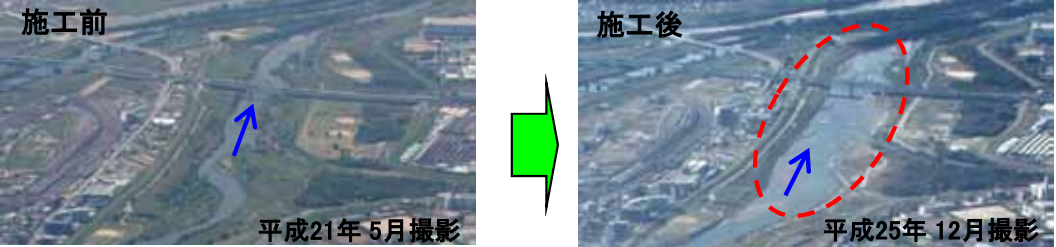
再評価の視点	現在の状況	備考
事業の必要性に関する視点		
1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化	社会経済情勢等に大きな変化がない	猪名川沿川市の総人口は、近5ヶ年(平成21年から平成25年)で約0.7%減とほぼ横ばい
2) 事業の投資効果	社会経済情勢等に大きな変化がないため算出を省略	前回 全体 B/C 13.9 残事業 B/C 22.8
3) 事業の進捗状況	河道掘削等を実施し、進捗率(事業費) 約74%	平成26年度末までの投資額: 約106億円
事業の進捗の見込みの視点	河道掘削について下流から順次実施。堤防強化についても順次実施。	
コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点	前回評価時点と変化なし	

事業の進捗の見込みの視点

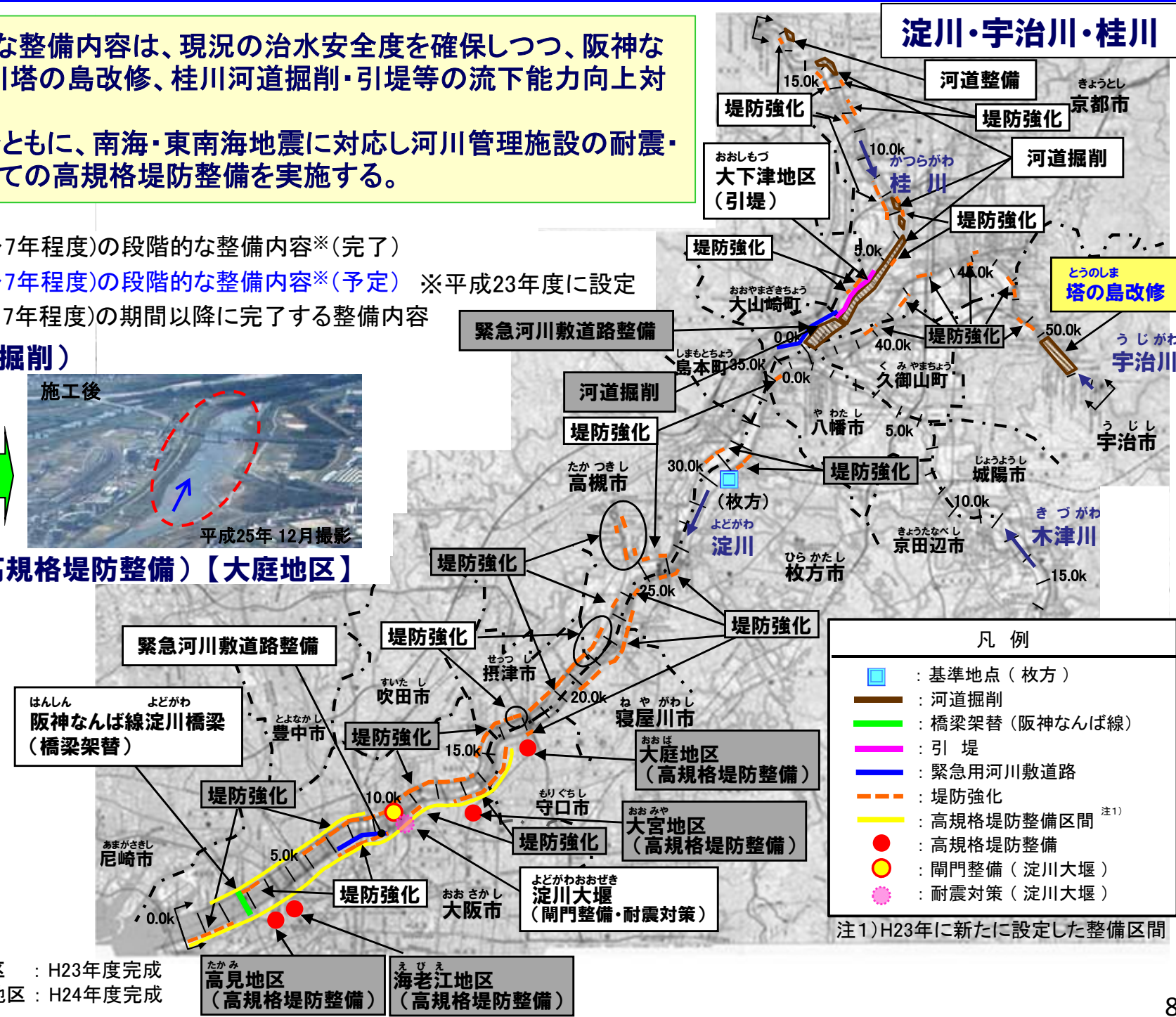
- 当面(5~7年程度)の段階的な整備内容は、現況の治水安全度を確保しつつ、阪神なんば線淀川橋梁架替、宇治川塔の島改修、桂川河道掘削・引堤等の流下能力向上対策を実施する。
- あわせて、堤防強化を図るとともに、南海・東南海地震に対応し河川管理施設の耐震・津波対策、超過洪水対策としての高規格堤防整備を実施する。

黒字 : 当面(5~7年程度)の段階的な整備内容*(完了)
青字 : 当面(5~7年程度)の段階的な整備内容*(予定) ※平成23年度に設定
黒字 : 当面(5~7年程度)の期間以降に完了する整備内容

■ 桂川 0.0~2.0k付近 (河道掘削)



■ 淀川 16.8~17.0k付近 (高規格堤防整備)【大庭地区】

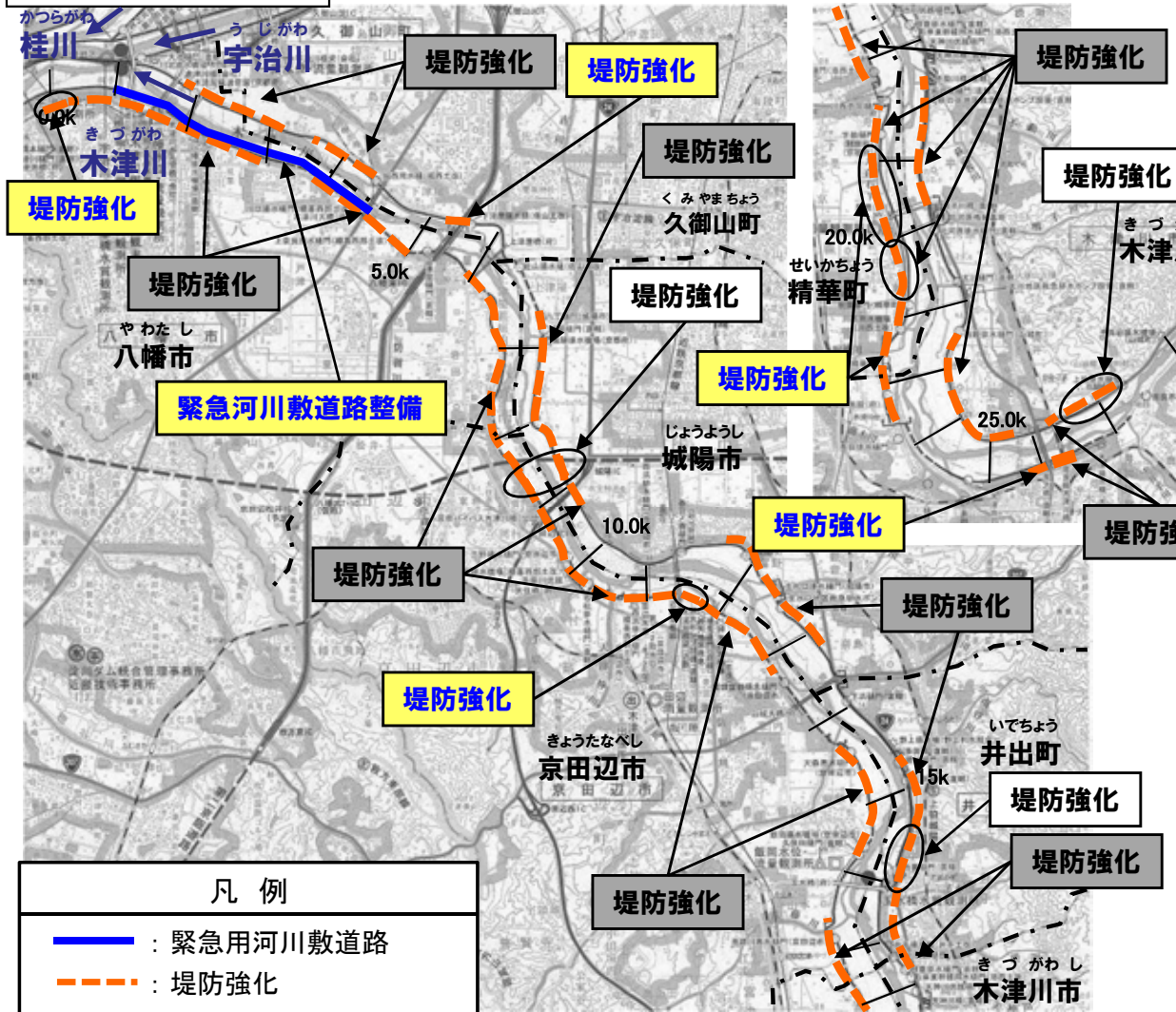


高見地区 : H23年度完成
 海老江地区 : H24年度完成
 高見地区 (高規格堤防整備)
 海老江地区 (高規格堤防整備)

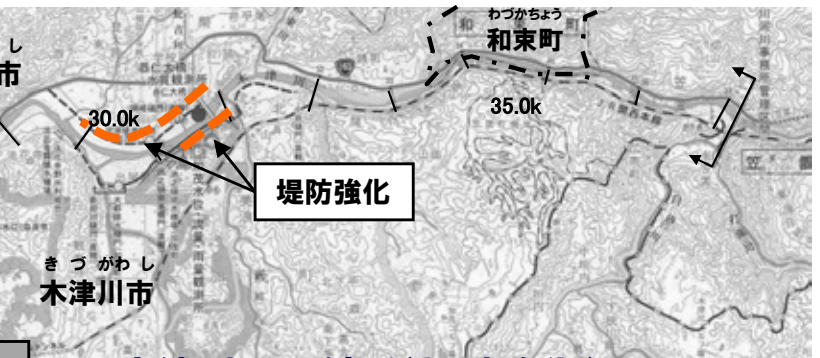
事業の進捗の見込みの視点

○ 当面(5~7年程度)の段階的な整備内容は、安全性が特に低かつ被災履歴のある区間(優先区間)の堤防強化(浸透対策)を完了させる。

木津川下流



- 黒字 : 当面(5~7年程度)の段階的な整備内容※(完了)
 - 青字 : 当面(5~7年程度)の段階的な整備内容※(予定)
 - 黒字 : 当面(5~7年程度)の期間以降に完了する整備内容
- ※平成23年度に設定



■木津川2.6k付近(堤防強化)



- 凡例
- : 緊急用河川敷道路
 - - - : 堤防強化

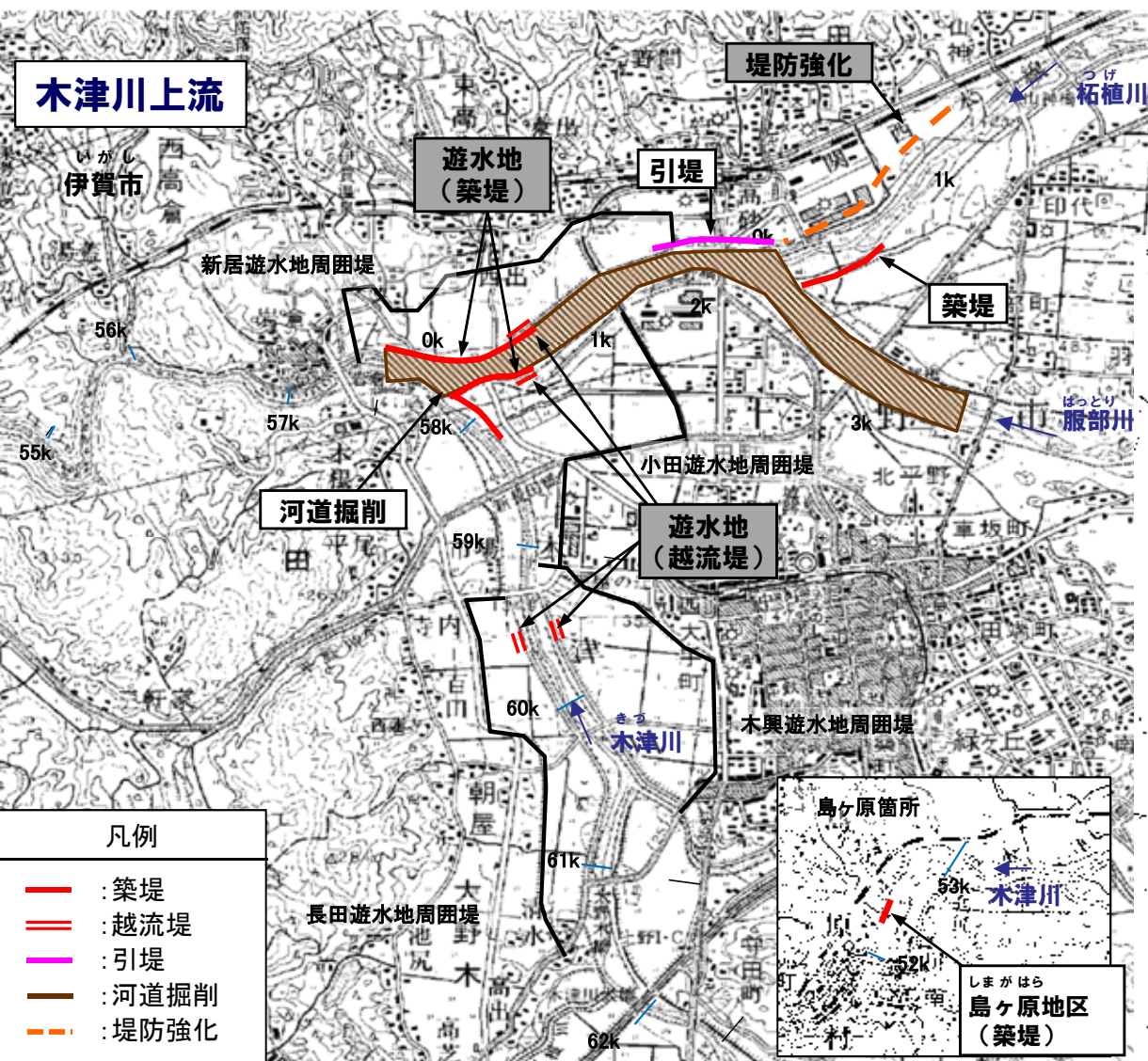
事業の進捗の見込みの視点

- 当面(5~7年程度)の段階的な整備内容は、平成26年度に上野遊水地を完成させ、平成27年度に運用開始する。
- 引き続き段階的に河道掘削、島ヶ原地区で築堤護岸を実施する。

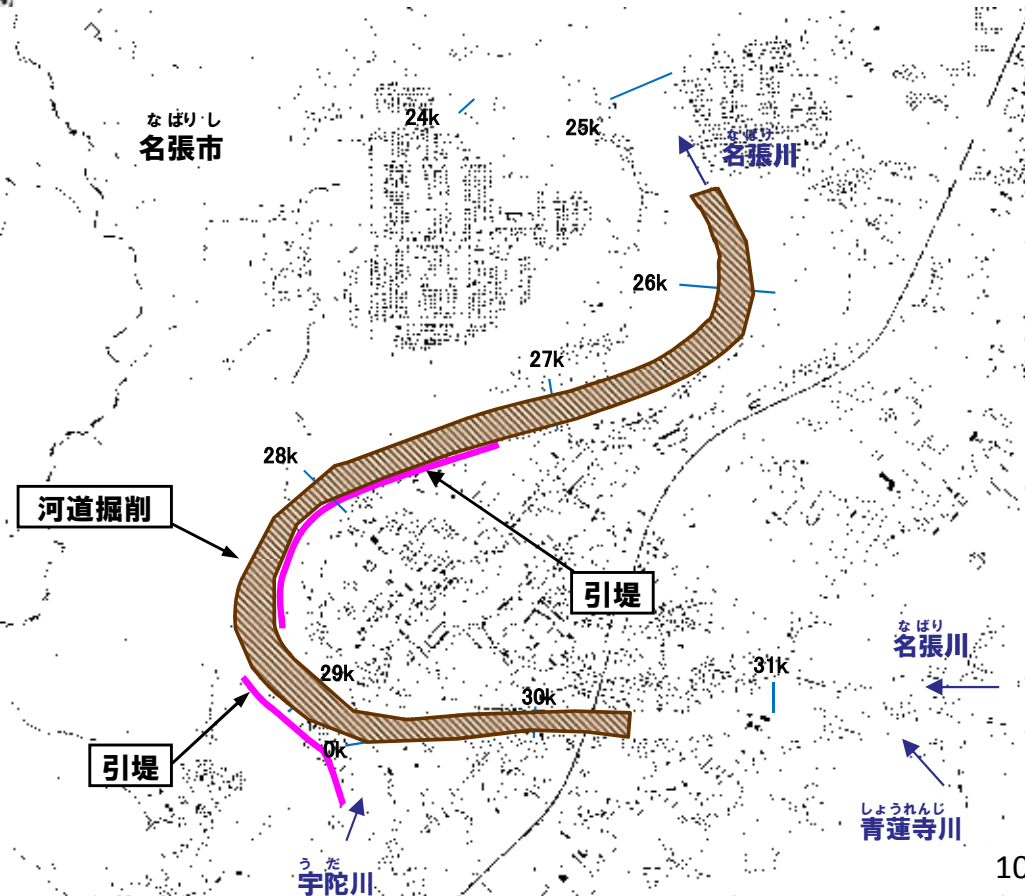
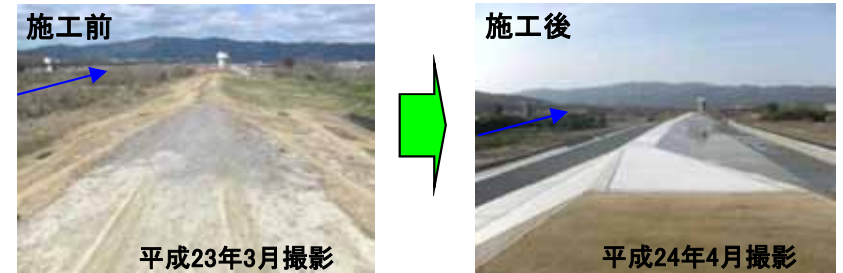
黒字 : 当面(5~7年程度)の段階的な整備内容※(完了)

青字 : 当面(5~7年程度)の段階的な整備内容※(予定) ※平成23年度に設定

黒字 : 当面(5~7年程度)の期間以降に完了する整備内容



■ 上野遊水地(木興遊水地越流堤)

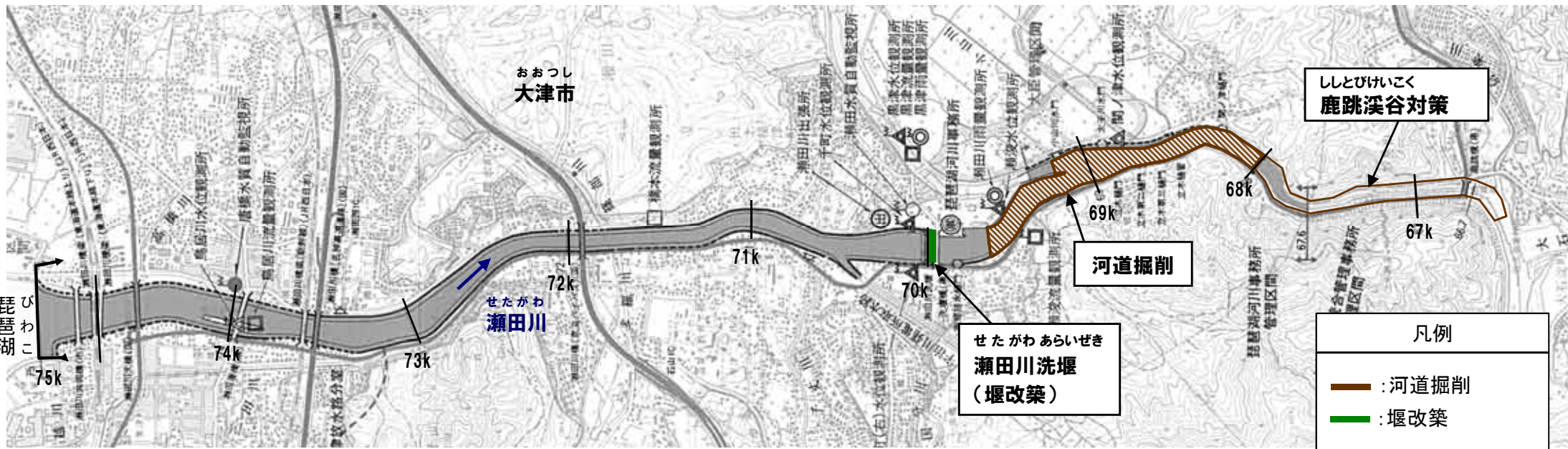


事業の進捗の見込みの視点

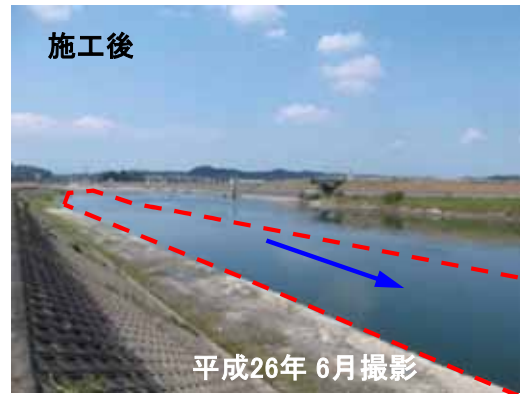
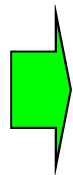
○ 当面(5～7年程度)の段階的な整備内容は、洗堰から鹿跳溪谷上流地点までの区間の河道掘削を継続実施する。

瀬田川

- 黒字 : 当面(5～7年程度)の段階的な整備内容※(完了)
- 青字 : 当面(5～7年程度)の段階的な整備内容※(予定) ※平成23年度に設定
- 黒字 : 当面(5～7年程度)の期間以降に完了する整備内容



■ 瀬田川 68.5k付近 (河道掘削)



事業の進捗の見込みの視点

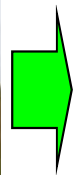
○ 当面(5~7年程度)の段階的な整備内容は、計画高水位以下の洪水の流下に対して安全な構造とするため、堤防強化を継続実施する。

野洲川

- 黒字** : 当面(5~7年程度)の段階的な整備内容※(完了)
- 青字** : 当面(5~7年程度)の段階的な整備内容※(予定) ※平成23年度に設定
- 黒字** : 当面(5~7年程度)の期間以降に完了する整備内容



野洲川 3.4k付近 (堤防強化)

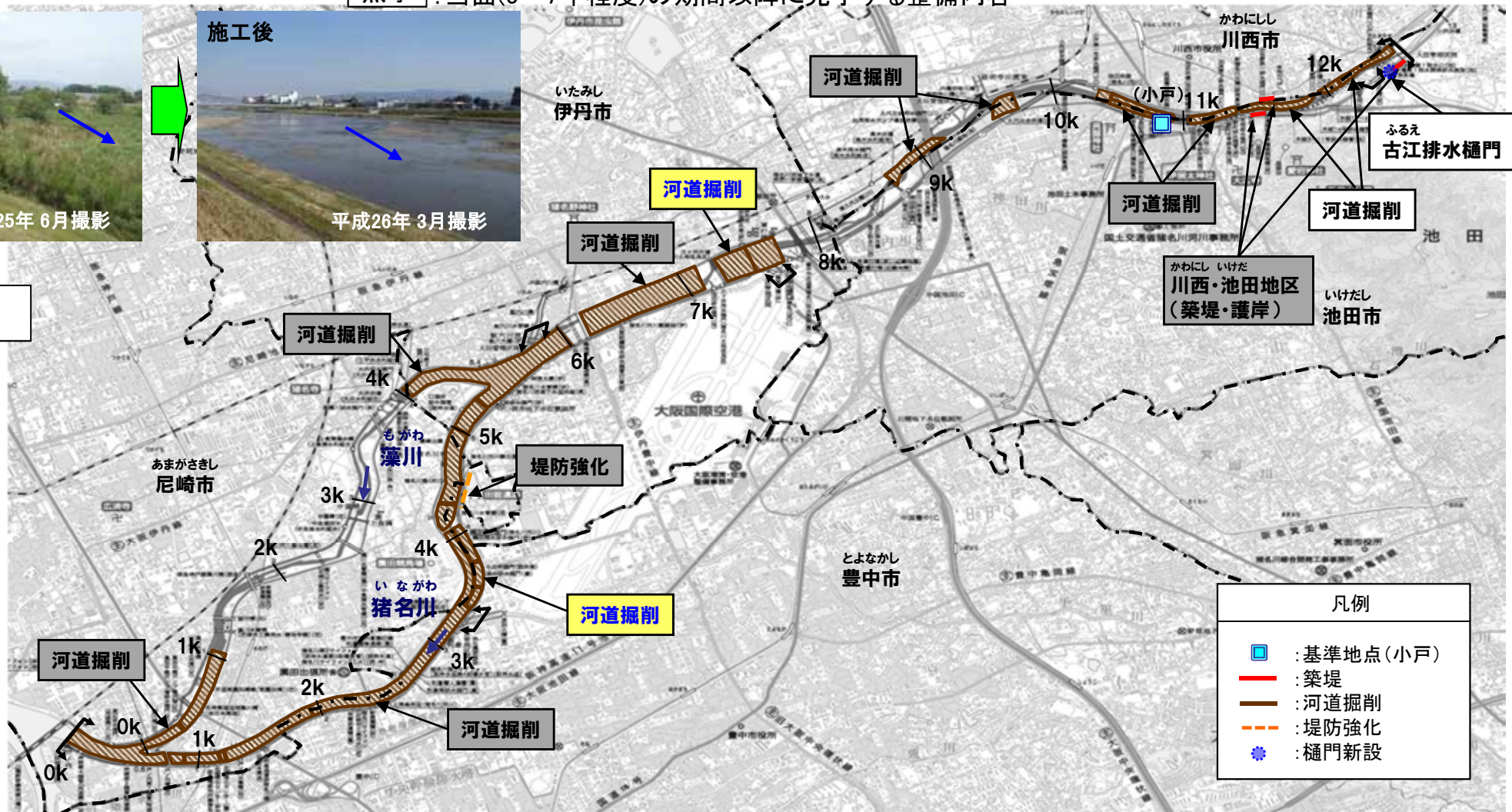


事業の進捗の見込みの視点

- 当面(5~7年程度)の段階的な整備内容は、銀橋付近狭窄部の開削(1,400m³/s規模)に対する猪名川の治水安全度を堅持するための河道掘削及び河道掘削に伴う構造物保護等を実施するとともに、堤防強化を完了させる。
- 掘削は銀橋狭窄部開削の影響による治水安全度の上下流バランスを踏まえて、中上流部に対して安全度の低い下流から順次完了させる。

- 黒字** : 当面(5~7年程度)の段階的な整備内容※(完了)
- 青字** : 当面(5~7年程度)の段階的な整備内容※(予定) ※平成23年度に設定
- 黒字** : 当面(5~7年程度)の期間以降に完了する整備内容

■ 猪名川 5.2k付近 (河道掘削)



猪名川

自治体の意見等

三重県知事（平成26年12月2日付 県土 第26-95号）

1. 木津川上流直轄河川改修事業

本事業は、木津川流域及び名張川流域の治水安全度を向上し、洪水被害を軽減するために重要な事業です。今後も引き続き、本県と十分な調整をしていただき、河川整備計画に基づく効率的な事業執行により、更なるコスト縮減をお願いします。

2. 木津川上流直轄河川改修事業(上野遊水地)

本事業は、岩倉峡の流下能力が低いため、幾度となく洪水被害が発生している伊賀地域の浸水被害を軽減するために重要な事業です。今後も引き続き、本県と十分な調整をしていただき、河川整備計画に基づく効果的な事業執行により、更なるコスト縮減をお願いします。

滋賀県知事（平成26年12月9日付 滋流政 第264号）

1. 野洲川直轄河川改修事業

「対応方針(原案)」案のとおり「事業継続」で異論はない。

事業効果の早期発現に向けて、さらなる整備促進をお願いしたい。

なお、事業推進にあたって必要な予算の確保とともに、より一層のコスト縮減に取り組んでいただきたい。

2. 瀬田川直轄河川改修事業

「対応方針(原案)」案のとおり「事業継続」で異論はない。

琵琶湖周辺の浸水被害の軽減が図られるよう琵琶湖の後期放流対策としての事業効果の早期発現に向けて、さらなる整備促進をお願いしたい。

なお、事業推進にあたって必要な予算の確保とともに、より一層のコスト縮減に取り組んでいただきたい。

京都府知事（平成26年12月8日付 6河第407号）

事業継続の対応方針(原案)に異論はない。

引き続き、事業を推進し、早期完成に努められるとともに、事業の実施に当たっては更なる費用の縮減に努められたい。

なお、昨年9月に発生した台風18号で桂川が大きな被害を受けたことを踏まえ、緊急治水対策の事業箇所等の早期完成に向けて河川改修を推進し、早期の治水安全度の向上に努められるよう要望する。

自治体の意見等

大阪府知事（平成26年12月1日付 河整第1823号）

淀川水系直轄河川改修事業について以下の事項を要請します。

- ①大阪府域の治水安全度を低下させないよう整備手順の配慮
- ②阪神なんば線淀川橋梁の架け替え事業の早期工事着手
- ③効果的な整備手法の検討、更なるコスト縮減
- ④神崎川事業との調整を踏まえた猪名川直轄河川改修事業の実施

兵庫県知事（平成26年12月9日付 土第1564号）

一級河川猪名川の流域は京都府、大阪府、兵庫県に跨り、特に兵庫県内は尼崎市、伊丹市、川西市、宝塚市、猪名川町など人口・資産の集積が著しい地域である。

ひとたび洪水災害に見舞われると甚大な被害が想定されていることに加え、近年、各地で発生しているゲリラ豪雨などへの対応も喫緊の課題となっている。

このため、猪名川の治水安全度の早期向上は地域の強い願いであり、沿川住民の安全・安心を確保するため、平成21年3月に策定した淀川水系河川整備計画に基づき、目標である戦後最大規模の洪水に対する浸水被害の解消に向け、一層の事業促進を図られたい。

対応方針(原案)

対応方針(原案)

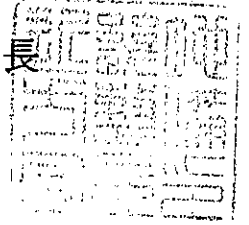
本事業※は、事業の必要性等に関する視点による再評価及び事業の進捗の見込みに関する視点による再評価が前回評価時以降、社会経済情勢等に変化がなく、また、事業進捗にも特に大きな支障もないことから、当該事業の必要性は変わっておらず、いずれも継続が妥当と判断でき、かつ、コスト縮減や代替案等の可能性の視点による再評価により引き続き、事業の効率化に努めることから、当該事業の見直しを図る必要がないと判断できることより、「事業継続が妥当」である。

※淀川直轄河川改修事業、淀川特定構造物改築事業(阪神なんば線淀川橋梁)、桂川直轄河川改修事業、瀬田川直轄河川改修事業、野洲川直轄河川改修事業、木津川下流直轄河川改修事業、木津川上流直轄河川改修事業、木津川上流直轄河川改修事業(上野遊水地)、猪名川直轄河川改修事業

国近整企画68号
平成26年11月25日

滋賀県知事 殿

近畿地方整備局長



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成26年12月15日(月)に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、平成26年12月9日(火)までに、別紙について貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

電話 06-6942-1141

FAX 06-6942-7463

(再評価)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
野洲川直轄河川改修事業	事業継続	
瀬田川直轄河川改修事業	事業継続	
淀川総合水系環境整備事業	事業継続	

※貴県の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

国近整企画68号
平成26年11月25日

京都府知事 殿

近畿地方整備局長

近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成26年12月15日(月)に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、平成26年12月9日(火)までに、別紙について貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

電話 06-6942-1141

FAX 06-6942-7463

(再評価)

【道路事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
一般国道9号福知山道路	事業継続	

※貴府の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
淀川直轄河川改修事業	事業継続	
桂川直轄河川改修事業	事業継続	
瀬田川直轄河川改修事業	事業継続	
木津川下流直轄河川改修事業	事業継続	
木津川上流直轄河川改修事業	事業継続	
淀川総合水系環境整備事業	事業継続	

※貴府の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

国近整企画68号
平成26年11月25日

大阪府知事 殿

近畿地方整備局長

近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成26年12月15日(月)に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、平成26年12月9日(火)までに、別紙について貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

電話 06-6942-1141

FAX 06-6942-7463

(別紙)

(再評価)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
淀川直轄河川改修事業	事業継続	
瀬田川直轄河川改修事業	事業継続	
猪名川直轄河川改修事業	事業継続	
淀川特定構造物改築事業 (阪神なんば線淀川橋梁)	事業継続	
淀川総合水系環境整備事業	事業継続	

※貴府の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

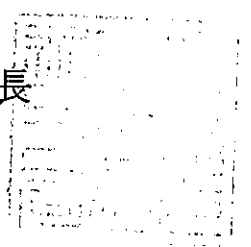


国近整企画68号

平成26年11月25日

兵庫県知事 殿

近畿地方整備局長



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成26年12月15日(月)に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、平成26年12月9日(火)までに、別紙について貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

電話 06-6942-1141

FAX 06-6942-7463

(再評価)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
猪名川直轄河川改修事業	事業継続	
淀川総合水系環境整備事業	事業継続	

※貴県の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

【海岸事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
東播海岸直轄海岸保全施設整備事業	事業継続	

※貴県の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

【港湾整備事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
柴山港 柴山地区避難港整備事業	事業継続	

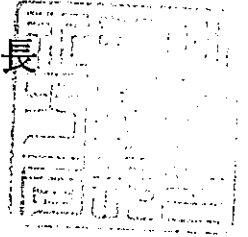
※貴県の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

国近整企画68号

平成26年11月25日

三重県知事 殿

近畿地方整備局長



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成26年12月15日(月)に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、平成26年12月9日(火)までに、別紙について貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

電話 06-6942-1141

FAX 06-6942-7463

(再評価)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
木津川上流直轄河川改修事業	事業継続	
木津川上流直轄河川改修事業 (上野遊水池)	事業継続	
熊野川直轄河川改修事業	事業継続	

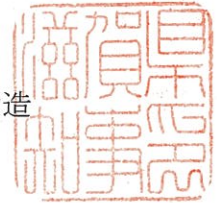
※貴市の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。



滋 流 政 第 2 6 4 号
平成26年(2014年)12月9日

近畿地方整備局長 様

滋賀県知事 三日月 大造



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の
作成に係る意見照会について（回答）

平成26年11月25日付け国近整企画68号にて意見照会のありました標記の
件について、下記のとおり回答します。

記

1. 野洲川直轄河川改修事業

「対応方針（原案）」案のとおり「事業継続」で異論はない。
事業効果の早期発現に向けて、さらなる整備促進をお願いしたい。
なお、事業推進にあたって必要な予算の確保とともに、より一層のコスト縮減に
取り組んでいただきたい。

2. 瀬田川直轄河川改修事業

「対応方針（原案）」案のとおり「事業継続」で異論はない。
琵琶湖周辺の浸水被害の軽減が図られるよう琵琶湖の後期放流対策としての事
業効果の早期発現に向けて、さらなる整備促進をお願いしたい。
なお、事業推進にあたって必要な予算の確保とともに、より一層のコスト縮減に
取り組んでいただきたい。

3. 淀川総合水系環境整備事業

「対応方針（原案）」案のとおり「事業継続」で異論はない。
なお、事業推進にあたって必要な予算の確保とともに、より一層のコスト縮減に
取り組んでいただきたい。
また、本県に関連する事業については、下記のとおり。
(1)野洲川自然再生事業については、モニタリング調査結果の情報提供をお願いし
たい。
(2)瀬田川かわまちづくり事業については、平成26年度整備完了予定にあたり、
ご尽力いただきお礼申し上げます。今後も適正な管理をお願いしたい。
(3)野洲川中洲地区かわまちづくり事業については、詳細な事業計画等を今後本県
と十分協議されたい。



6 河 第 4 0 7 号
平成 2 6 年 1 2 月 8 日

近畿地方整備局長 様

京都府知事 山田 啓二



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成
に係る意見照会について（回答）

平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日付け国近整企画第 6 8 号で意見照会のことについて、別紙
のとおり回答します。

京都府建設交通部

河川課流域担当 075-414-5288

事業継続に関する京都府意見

【河川事業】

事業名	淀川水系直轄河川改修事業 淀川直轄河川改修事業 桂川直轄河川改修事業 瀬田川直轄河川改修事業 木津川下流直轄河川改修事業 木津川上流直轄河川改修事業
意見	事業継続の対応方針（原案）に異論はない。 引き続き、事業を推進し、早期完成に努められるとともに、事業の実施に当たっては更なる費用の縮減に努められたい。 なお、昨年9月に発生した台風18号で桂川が大きな被害を受けたことを踏まえ、緊急治水対策の事業箇所等の早期完成に向けて河川改修を推進し、早期の治水安全度の向上に努められるよう要望する。

事業名	淀川総合水系環境整備事業
意見	事業継続の対応方針（原案）に異論はない。 引き続き、事業を推進し、早期完成に努められるとともに、事業の実施に当たっては更なる費用の縮減に努められたい。

河整第 1823 号
平成 26 年 12 月 1 日

国土交通省近畿地方整備局長 様

大阪府知事



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の
作成に係る意見照会について（回答）

平成26年11月25日付け国近整企画第68号により照会のあった標記につい
て、下記のとおり回答します。

記

1. 淀川水系直轄河川改修事業

淀川水系直轄河川改修事業について以下の事項を要請します。

- ①大阪府域の治水安全度を低下させないよう整備手順の配慮
- ②阪神なんば線淀川橋梁の架け替え事業の早期工事着手
- ③効果的な整備手法の検討、更なるコスト縮減
- ④神崎川事業との調整を踏まえた猪名川直轄河川改修事業の実施

2. 淀川総合水系環境整備事業

淀川総合水系環境整備事業について、以下の事項を要請します。

- ①これまでの整備内容の検証による効果的な整備手法の検討、更なるコスト縮減
- ②既存施設の効率的な運用、適切な維持管理
- ③寝屋川の水環境改善のための常時導水
- ④芥川等との連続性確保に向けた整備の推進

<担当>
都市整備部河川室
TEL06-6944-9296

土 第 1564 号
平成 26 年 12 月 9 日

近畿地方整備局長 様

兵庫県知事



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成
に係る意見照会について（回答）

平成 26 年 11 月 25 日付け国近整企画第 68 号で照会のありました標記の件につき
まして、別紙のとおり回答します。

【河川事業】

〈猪名川直轄河川改修事業〉

兵庫県知事の意見

一級河川猪名川の流域は京都府、大阪府、兵庫県に跨り、特に兵庫県内は尼崎市、伊丹市、川西市、宝塚市、猪名川町など人口・資産の集積が著しい地域である。

ひとたび洪水災害に見舞われると甚大な被害が想定されていることに加え、近年、各地で発生しているゲリラ豪雨などへの対応も喫緊の課題となっている。

このため、猪名川の治水安全度の早期向上は地域の強い願いであり、沿川住民の安全・安心を確保するため、平成21年3月に策定した淀川水系河川整備計画に基づき、目標である戦後最大規模の洪水に対する浸水被害の解消に向け、一層の事業促進を図られたい。

〈淀川総合水系環境整備事業〉

兵庫県知事の意見

当該事業は、礫河原の再生などにより、多様な生物がすむ身近な河川環境の回復を目指す自然再生事業であり、本県の「ひょうご・人と自然の川づくり 基本理念・基本方針」にも合致することから、引き続き、事業に取り組んでいただきたい。

なお、事業の推進にあたっては、安価で効果的な整備手法の採用など、可能な限りコスト縮減に取り組むとともに、河川敷におけるレクリエーション空間の利用形態と環境対策のバランスを保つ観点から、地元市町や住民等と十分協議・調整されたい。

【港湾整備事業】

〈柴山港柴山地区避難港整備事業〉

兵庫県知事の意見

柴山港は、特に冬期において気象・海象の厳しい日本海の西部に位置しており、海難事故防止、船舶の安定的な運航の面で避難港としての重要な役割を有している。

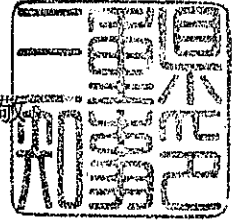
当該事業は、柴山港内の静穏度を確保し、船舶の安全と日本海沿岸海域の利用促進に寄与することから、事業を継続し、早期完成を図られたい。

なお、残事業の実施にあたっては、柴山港の静穏度を検証しながら、外防波堤の必要延長を再検討するなど、可能な限りコスト縮減に取り組んでいただきたい。

県土 第26-95号
平成26年12月2日

近畿地方整備局長 様

三重県知事 鈴木英敬



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の
作成に係る意見照会について（回答）

平成26年11月25日付国近整企画68号で依頼のありましたこのことにつ
きまして、下記により回答いたします。

記

1 木津川上流直轄河川改修事業

意見： 本事業は、木津川流域及び名張川流域の治水安全度を向上し、洪水被害を
軽減するために重要な事業です。今後も引き続き、本県と十分な調整をして
いただき、河川整備計画に基づく効率的な事業執行により、更なるコスト縮
減をお願いします。

2 木津川上流直轄河川改修事業（上野遊水地）

意見： 本事業は、岩倉峡の流下能力が低いため、幾度となく洪水被害が発生して
いる伊賀地域の浸水被害を軽減するために重要な事業です。今後も引き続き、
本県と十分な調整をしていただき、河川整備計画に基づく効果的な事業執行
により、更なるコスト縮減をお願いします。

3 熊野川直轄河川改修事業

意見： 本事業は、紀伊半島大水害により甚大な被害を受けた地域において、洪水
被害の軽減と、今後想定される南海トラフ地震による地震・津波被害を軽減
するために重要な事業です。今後も引き続き、本県と十分な調整をしていた
だき、河川整備計画の早期策定と効率的な事業執行により、更なるコスト縮
減をお願いします。

事務担当
三重県 県土整備部
公共事業運営課 事業評価班
電話 059-224-2915
FAX 059-224-3290